

# 消費生活センターって知っとお？

問題：こんなトラブルのとき、みんなやったらどうする？

## ケース1



ネット通販の『初回お試し価格』定期購入だった・・・



アニメ公開中



## ケース2



アンケートに答えるだけのはずが高額エステ契約に!?



アニメ公開中



## ケース3



儲け話に誘われて。楽しんで儲かるはずが大損に・・・



アニメ公開中



答え：消費者ホットライン **TEL 188** に相談する。

電話相談

月～金：午前 9時～午後5時

土日祝：午前10時～午後4時

平日は078-371-1221でもつながります。

※年末年始を除く。※通話費用はご負担ください。

チャットボットもあります

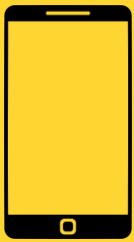


神戸市消費生活センターホームページ

# 消費生活センターに どうやって 相談したらいいん？

**問題：消費生活センターにどうやって相談したらいい？**

## ステップ1



商品やサービスを購入・契約したときの

**申込画面や契約書を準備する。**

## ステップ2



い・や・や

**消費者ホットラインTEL 1 8 8 に電話する。**

オンライン相談もあります→

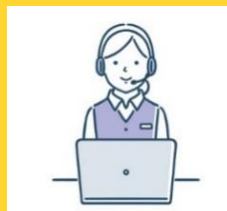
※初回のみ受付。  
継続相談は電話または来訪をお願いします。



## ステップ3



**専門の相談員がトラブルに対応します！**



－相談を受けるにあたり知っておいていただきたいこと－

1. 原則として、ご本人からお電話ください。  
トラブルの詳細をお聞きしますので、ご本人からお電話ください。
2. 消費生活に関する相談窓口です。  
当相談窓口は、消費生活に関する相談の窓口です。個人の間トラブルなどの相談は受け付けていませんのでご了承ください。
3. 相談をお受けするのに必要な個人情報をお聞きます。  
相談受付時には、相談者の方に、氏名、住所（市区町村まで）、電話番号、性別、年齢などの個人情報をお聞きます。